

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正及び特定動物の飼養又は保管の方法の細目の一部改正について（特定動物の追加等）

環自総発第1401241号
平成26年1月24日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市・中核市の長

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第23号。以下「改正令」という。）が平成25年8月2日に公布され、また特定動物の飼養又は保管の方法の細目の一部を改正する件（平成26年環境省告示第10号。以下「改正告示」という。）が平成26年1月21日に公布された。これらは、いずれも平成26年2月1日から施行される。

この改正令等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正令等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正令等制定の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項の政令で定める動物（以下「特定動物」という。）については、平成12年に定められた後、平成18年に一部改正されたところであるが、前回改正から一定の期間が経過し、種の分類等に変更が生じていたことなどから、平成24年に「特定動物の見直し検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、選定基準及び対象種の見直しの検討を行った。

検討会報告書において、以下の事項が盛り込まれた。

○イヌワシ属に含まれる種（14種）及びオジロワシ属に含まれる種（8種）は全て比較的大型の猛禽類であり、生態的にも類似点が多く、足指の爪が食い込んで重傷以上の傷害を引き起こす危険性があると判断されるため、属レベルで特定動物への追加を検討すること。

○クマタカは、日本にも分布する大型猛禽類でイヌワシよりもやや小型だが、主に哺乳類を捕食し、足指の爪は長くて鋭く握力も強いため、足指の爪が食い込んで重傷以上の傷害を引き起こす危険性がある。クマタカ属には9種あるが、そのうちクマタカが最も大型で哺乳類捕食の傾向が強く、他の8種よりも足指の爪と握力が強力であるためクマタカのみを追加検討すること。

検討会報告書を踏まえ、イヌワシ属のうち既に指定されているイヌワシ、オナガイヌワシ及びコシジロイヌワシに加え、日本国内での輸入、飼養及び販売実績が確

認められたボネリークマタカ、ソウゲンワシ及びモモジロクマタカを、オジロワシ属のうち既に指定されているオジロワシ、ハクトウワシ及びオオワシに加え、日本国内での輸入、飼養及び販売実績が確認されたサンショクウミワシを、並びに国内での飼養実績のあるクマタカを特定動物に追加することとしたものである。

また、改正令別表及び改正告示別表の表記について、最新の文献等に基づき目名、科名、属名及び種名の修正を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）別表及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表と同様に、属及び種の並び順を学名のアルファベット順とし、種の表記については、まず学名をカタカナ読みしたものを掲げ、続いて和名がある場合には、それを括弧内に付記する形で見直しを行ったものである。

第2 改正の内容等

1 改正令関係

(1) 特定動物の追加について

別表（第2条関係）2鳥綱（2）たか目、たか科に以下の5種を追加した。

- ①アクイラ・ファスキアタ（ボネリークマタカ）
- ②アクイラ・ニパレンシス（ソウゲンワシ）
- ③アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ）
- ④ハリアエトウス・ヴォキフェル（サンショクウミワシ）
- ⑤ニサエトウス・ニパレンシス（クマタカ）

(2) 別表の表記について

別表の表記について、目名、科名、属名及び種名を変更し、属及び種の並び順を学名のアルファベット順とし、種については、まず学名をカタカナ読みしたものを掲げ、続いて和名がある場合には、それを括弧内に付記する形とした。

2 改正告示関係

改正令を踏まえ、告示別表に第2の1の（1）の①から⑤の5種を追加するとともに、別表の表記についても同様の改正を行った。なお、追加5種のマイクロチップの埋込部位等については、これまでのたか科の種と同等の取り扱いとなる。